

報告 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）への対応について

**【法令名】** 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）

**【公布日】** 令和5年6月14日

**【施行期日】** 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

**【法令の趣旨】**

近年、空き家の数は増加を続けており、国土交通省の調査によると、居住目的のない空家の数はこの20年で1.9倍となっています。今後も更に増加が見込まれる中、空き家対策の強化が急務となっています。この法律は、こうした状況を踏まえ、周囲に悪影響を及ぼす特定空家等の除却等の更なる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空家等の有効活用や適切な管理を確保するなど空き家対策を総合的に強化するものです。

**【概要】**

- (1) 所有者の責務強化として、これまでの適切管理の努力義務に加えて、国、自治体の施策に協力する努力義務が追加されること。（第5条関係）
- (2) 空家等の活用拡大として、市区町村が空き家等活用促進区域及び空家等活用促進指針を定めた場合の接道規制や用途規制の合理化等により、用途変更や建替え等を促進すること。（第四章関係）
- (3) 空家等の管理の確保として、市区町村が、放置すれば特定空家等になるおそれのある管理不全空家等に対し、管理指針に即した措置を市区町村長から指導、勧告できるようになり、勧告を受けた場合、固定資産税の住宅用地特例を解除されます。（第三章関係）
- (4) 特定空家等の除却等として、新たに緊急代執行制度を創設し、命令等の事前手続きを経る時間がないときに適用できることとなっております。（第五章関係）

**【改正法への対応について】**

1	白井市附属機関条例	白井市空家等対策協議会の項、条項ずれに伴う引用規定の改正を予定しています。
2	白井市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則	条項ずれに伴う引用規定の改正を予定しています。
3	法第13条「管理不全空家等」	今後示される基本指針に即し、特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができるようになります。今後、国から示される指針の動向を注視しながら、対応について検討してまいります。
4	白井市空家等対策計画	新制度導入について、他市の動向等を注視しながら、法改正に伴う必要な計画の改定について、検討してまいります。